

Q：遺産を、誰が何を引き継ぐか、どのようにして決まるのですか。

A：遺言証がある場合は、原則として遺言書に従って、ない場合は相続人の間で、遺産分割協議をおこなって決めます。決まらないときは、最終的に家裁の調停、審判で分けることとなります。

1. 分割の手続き

(1) 遺言書がある場合

遺言書の内容によりますが、被相続人にて個別の財産の帰属を指定したり、相続する割合を決めている場合など、基本的に遺言の内容に従って配分がなされます。遺言どおりの配分では、特定の相続人の取り分につき、遺留分という最低保証の額に達しない場合には、その相続人が差額の清算(遺留分減殺請求という)を求めると、余分に受け取った相続人から、その分を返還する必要が生じます。

(2) 遺言書がない場合

相続人全員で遺産を誰がどのように引き継ぐかを協議して決める必要があります。民法は、相続分として先に述べた配偶者相続人や血族相続人の組み合わせによって、法定相続分として一定の割合を定めていますが、これは相続人間の協議より自由に変更することが出来ますので、どのような配分を決めても自由です。

まず、相続人全員が集まって、それぞれの考えや希望を出しながら調整し妥協点を見出して行くこととなります。どなたか全体を纏める役の方がいるか、あるいは弁護士や税理士が立ち会って、相続の考え方や相続税の負担軽減から考えた分割方法の選択など、理詰めの説明をすることで全員の利益に繋がることをご理解いただければ、案外まとまることも多いと思います。

具体的には、分割の方法として、現物を分割する方法、換価して分割する方法、不動産を一部の者が相続して、それ以外の者は金銭で清算を受ける(いわゆる代償分割)などの方法が取られます。

2. 分割協議で問題となる点

遺産分割協議では、相続人全員の合意が得られれば、各人が取得する相続財産や割合を自由に決めることが出来ますが、先に述べたように、民法は、各相続人の権利としての法定相続分を定めています。従って、基本的には相続分を基準に分割の協議がスタートすることとなります。

ところで、その場合に法定相続分による配分割合を修正する要素が2つあります。

(1) 特別受益

①特別受益とは何か

相続人の中に、被相続人から特別受益（生前贈与・遺贈）を受けた者がいる場合は、これを相続財産に加算（みなし財産）して、各自の相続分を算定し、特別受益を受けた者は、これから特別受益分を控除した残りをもって相続分とします。

要は、被相続人から、生前贈与や別枠で遺贈を受けたときは、その分をその人の相続分に入れて分けるのが公平であり、被相続人の意思に叶うであろうという考えからです。従って、被相続人がこれと異なる考えを持っている場合には、遺言で持ち戻しの免除をすることも可能です。

②何が特別受益となるか

*婚姻、養子縁組のための贈与（持参金、支度金など）

*生計の資本としての贈与（大学の学費、生命保険、死亡退職金など）

(2) 寄与分

①寄与分とは何か

被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与があった場合は、相続財産からその者の寄与分を控除したものを相続財産として相続分を計算し、その者についてはこれに寄与分を加えた額をもって相続分とします。

②特別の寄与

*財産的な貢献に限る。

*精神的な支えや、家族としての扶養・扶助義務の範囲は除外

*対価を受け取っているのは、特別の寄与に当たらない。

3. 遺産分割協議書の作成

上記のような修正要素を加味しながら、具体的に誰にどのように遺産を分けるかが決まったら、これを合意内容を文書化した遺産分割協議書を作成します。と、後日の争いが起きないように、遺産分割協議書を作成します。具体的に誰が何を取得するのか、土地の地番や家屋番号、預貯金の銀行・支店名、種類・口座番号を特定して、誰にどの財産が帰属するのかを明瞭に記載します。

その他、墓や祭祀の承継、葬儀費用、その他諸費用の負担や納税の方法など、後日不明な点を残したり、争いが起きないように明瞭に記載しておきましょう。

また、債務がある場合の弁済や銀行ローンの引き継ぎ、保証責任が残っている場合など、相続人サイドの意向だけで決められない問題が生じる場合があることや、遺産分割協議書の内容通りで、不動産の名義変更、預貯金や有価証券の払戻しや名義変更が可能かなど、後日問題が生じないように弁護士や司法書士に案文を作成して貰うか、チェックしてもらうことをお勧めします。

遺産分割書には、署名（ワープロではなく、自書がよい）・捺印(実印)をし、印鑑証

明書を添付します（登記手続き、預貯金の払戻し手続き、相続税の申告手続きに提示したり添付するので、印鑑証明書は3部位は用意しておくとう便利です）。

4. 分割協議がまとまらない場合

しかし、当事者に軋轢やわだかまりがあると、なかなかスムーズには進まないこともあります。そのような場合は、家裁に遺産分割の調停又は審判を申立て、家裁の場で遺産を分ける作業が必要となります。

調停の場合は、裁判所が仲に入って分割協議がまとまるように斡旋します。合意に至れば、遺産分割の内容を文書化した調停調書を作成します。

調停でも分割協議が纏まらないときは、手続きは審判に移行し、相続人から事情や要望を聞きますが、最終的には裁判所の判断で遺産の分け方を決めます。現物を分割するのが原則ですが、不動産などいくつにも分割することが出来ない場合などは、売却（競売）して金銭配分（換価分割）する場合があります。

審判まで行って分割がなされるケースは、得てして過去の軋轢や対立がある場合が多いのですが、余計な時間をかけても遺産が増えるとは考えられず、円満に話し合いで分割し、それぞれが承継したものを早く有効に活用していただくことが、被相続人の遺志にも叶うのではないのでしょうか。

5. 相続が争続とならないための心構えと準備

相続は、本人が亡くなった後に発生するものです。しかし、自身がせつかく遺した財産について、家族が相続争いをしたり、せつかくの後継者が事業を行うことが困難となってしまったのでは、無念の極みです。そのうちにと考えていないで、健康で活動できる今のうちに少しずつ可能な対策を考えましょう。

*遺言で遺産の配分を決めておく。

子供たちの間で不公平感が起きると、感情的な対立が残るものです。配分の決め方、配分を決めた理由や真意の伝え方を工夫することで、遺された配偶者や子供たちの間のわだかまりや対立を減らすことを考えましょう。

*生前にとれる具体策や制度の利用を検討する。

相続時精算課税の制度やいわゆる経営承継円滑化法など、生前に色々対策を講じることが可能ですが、制度の選択やそれに伴う功罪、時間の推移に伴う状況の変化にどう対応するかなど、難しい問題があります。普段から、顧問弁護士や顧問税理士と相談しながら進めることをお勧めします。